

## 遺言書の保管申請をするためのチェックリスト【遺言者用】

【甲府地方法務局】

チェック事項	回答 「はい」 又は 「該当なし」
<b>第1 遺言書について</b>	
1 遺言書の用紙はA4判の丈夫な紙で、文字の判読を妨げるような地紋・色彩はないものですか。	<input type="checkbox"/>
2 遺言書は、本文(全文)、日付及び氏名を自書していますか。 また、氏名の横に押印していますか(印鑑は認印でも可)。	<input type="checkbox"/>
3 遺言書は、消すことができない筆記具(黒色等の濃色の万年筆、ボールペン等)で記載していますか。	<input type="checkbox"/>
4 遺言書の記載内容について	<input type="checkbox"/>
(1) 遺言書の表題には「遺言書」と記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
(2) 遺言書の作成日(日付)は「【例】令和〇年〇月〇日」と記載されていますか(【例】「1月吉日」等の表現は認められません。)	<input type="checkbox"/>
(3) 遺言内容について、「相続させる」「遺贈する」等の正しい表現を使用していますか。	<input type="checkbox"/>
(4) 遺言書に記載した受遺者(遺言執行者を含む。)の氏名又は名称及び住所に誤りはありませんか。	<input type="checkbox"/>
5 遺言書は、上下左右にそれぞれ余白がありますか(左20mm以上、右5mm以上、上5mm以上、下10mm以上)。	<input type="checkbox"/>
6 遺言書の用紙の裏面に記載はありませんか。	<input type="checkbox"/>
7 遺言書が複数にわたる場合には、遺言書の右下にページ数を記載していますか(【例】1/3、2/3、3/3)。 (遺言書が1枚の場合も「1/1」と記載してください。)	<input type="checkbox"/>
8 遺言書の記載事項を訂正、加入又は削除した場合、当該箇所に押印をしていますか。 また、遺言書の余白部分に訂正、加入、削除又は変更した旨を付記して署名をしますか。	<input type="checkbox"/>
9 財産目録を自書していない場合、財産目録の全てのページに氏名を自書し、押印をしていますか。 (遺言書の財産目録について、不動産の登記事項証明書を添付することも認められています。)	<input type="checkbox"/>
10 遺言書は、ホッチキス止めをしていませんか。	<input type="checkbox"/>
11 遺言書の用紙を折りたたんで、封筒などに封入していませんか。	<input type="checkbox"/>

チェック事項

回答  
「はい」  
又は  
「該当なし」

第2 申請書について

申請書の「記入上の注意事項」を参考に記入してください。

申請書の様式、記入上の注意事項は、次のURLにあります。

【法務省ホームページ】 <https://www.moj.go.jp/MINJI/06.html>

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| 1 申請書を提出する法務局の管轄に誤りはありませんか（管轄の法務局は下記参照）。   | <input type="checkbox"/> |
| 2 【遺言者欄】の遺言者の氏名、住所、本籍及び筆頭者の氏名は、住民票の写しのとおり記載していますか。<br>（【例】（正）〇〇町一丁目16番17号 （誤）〇〇町1-16-17）   | <input type="checkbox"/> |
| 3 【受遺者等・遺言執行者等欄】には、遺言書に記載された受遺者又は遺言執行者が記載されていますか。<br>また、受遺者又は遺言執行者の氏名、住所、生年月日は、正しく記載されていますか。<br><b>※「受遺者」とは、法定相続人以外の者で、財産を譲り受ける者をいいます。</b><br><b>受遺者等又は遺言執行者等がない場合は、記入する必要はありません。</b>  | <input type="checkbox"/> |
| 4 【指定する者に対する死亡後の通知等欄】遺言者の死亡後、遺言者が指定した者に対して、遺言書保管所（法務局）に遺言書が保管されている旨の通知を希望する場合、通知をしてほしい者の住所、氏名を記載しましたか（3名まで指定可能）。<br><b>※「死亡後の通知」とは、遺言者が指定する者に対して、遺言者が作成した遺言書を遺言書保管所（法務局）で保管していることをお知らせする制度です。通知することを希望しない場合は、記入する必要はありません。</b> | <input type="checkbox"/> |
| 5 申請書に記載すべき事項は、全て記載しましたか（記載漏れはありませんか。）。<br>また、該当する口にはレ印を記載していますか。  | <input type="checkbox"/> |
| 6 記載事項の訂正、加入又は削除をした場合は、二重線を引いてその近辺に清書しましたか。（訂正箇所を押印は入りません。）  | <input type="checkbox"/> |

第3 添付書類について

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| 1 遺言者の <b>本籍及び筆頭者の記載のある</b> 住民票の写し   | <input type="checkbox"/> |
| 2 遺言書が外国語で作成されている場合、日本語による翻訳文  | <input type="checkbox"/> |
| 3 添付書類のうち、原本の返却を希望する場合は、「原本に相違ない」旨を記載し、署名（又は記名）したコピー                                 | <input type="checkbox"/> |
| 4 本人確認書類（提示）<br>（マイナンバーカードや運転免許証等の本人の氏名、出生の年月日、住所、 <b>顔写真が表示されている官公署から発行された証明書</b> ） | <input type="checkbox"/> |

チェック事項

回答  
「はい」  
又は  
「該当なし」

第4 手数料について

- 1 手数料(3,900円分の収入印紙)は準備できましたか。収入印紙は法務局でも購入することができます。  
(収入印紙は、手数料納付用紙に貼付しないで持参してください。)

- 全ての項目にチェックが入ると、法務局に申請をすることができます。
- 手続は、予約制となりますので、管轄の法務局に電話をするか法務省HPから予約をしてください。

【管轄の法務局】は次のいずれかの法務局です。

ただし、遺言者の作成した遺言書が既に保管されている場合は、最初に遺言書を保管した法務局となります。

- ①遺言者の住所地を管轄する法務局
- ②遺言者の本籍地を管轄する法務局
- ③遺言者の所有する不動産の所在地を管轄する法務局

※①～③のいずれかが山梨県内であれば、下記のどの遺言書保管所でも、遺言書をお預かりすることができます。



遺言書ほかんガルー

遺言書保管所	管轄区域	電話番号
甲府地方法務局供託課	山梨県内全域	055-252-7151(代表) 【音声ガイダンス④番】
甲府地方法務局鵜沢支局		0556-22-0148
甲府地方法務局大月支局		0554-22-0799

- ご不明な点がございましたら、法務局にお尋ねください。  
ただし、遺言の内容に関する御相談はお受けできません。